

ていること。

(2) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

二 痴呆疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う老人性痴呆疾患療養病棟(以下「痴呆病棟」という。)における看護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、そのうち、当該病棟における入院患者の数を四をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該病棟における入院患者の数を五をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の

数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

(二) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

(二) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

ていること。

(2) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

二 痴呆疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う老人性痴呆疾患療養病棟(以下「痴呆病棟」という。)における看護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、そのうち、当該病棟における入院患者の数を四をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から当該病棟における入院患者の数を五をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の

数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

(二) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

(二) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1) (一)、(二)、四及び(Ⅱ)に該当するものであること。

(二) 痴呆病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の

数の合計数が八又はその端数を増すことに一以上であること。

ホ 介護力強化型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護力強化型短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 介護力強化病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う介護力強化病棟(以下単に「介護力強化病棟」という。)における看護職員の数、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(三) 介護力強化病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護力強化型短期入所療養介護費(2)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(二)、(三)及び(四)に該当するものであること。

(二) 介護力強化病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 介護力強化型短期入所療養介護費(3)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(二)、(三)及び(四)に該当するものであること。

(二) 介護力強化病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 介護力強化型短期入所療養介護費(4)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(二)、(三)及び(四)に該当するものであること。

(二) 介護力強化病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

五 特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 特に問題行動の著しい痴呆性老人と他の利用者とを区別していること。

六 特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 特に問題行動の著しい痴呆性老人と他の利用者とを区別していること。

ロ 他の利用者と区別して特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

(1) 専ら特に問題行動の著しい痴呆性老人を入所させるための施設であつて、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの

(2) (1)の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。

(3) (1)の施設に入所定員の二割以上の数の個室を設けていること。

(4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当たりの面積が二平方メートル以上のテイルームを設けていること。

(5) (1)の施設に特に問題行動の著しい痴呆性老人の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であつて、三十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。

七 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

イ 病院療養病床療養環境減算(1)の施設基準

療養病床の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと(ロ又はハに該当する場合を除く。)

ロ 病院療養病床療養環境減算(2)の施設基準

次のいずれかに該当すること(ハに該当する場合を除く。)

(1) 療養病床の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二又は第三号イに規定する基準に該当していないこと。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則

第二十条第十一号に規定する基準に該当していないこと。

(3) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。

(4) 指定居室サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていないこと。

ハ 病院療養病床療養環境減算(3)の施設基準

次のいずれかに該当すること。

(1) 食堂又は浴室を有していないこと。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

八 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

イ 診療所療養病床療養環境減算(1)の施設基準

次のいずれかに該当すること(ロに該当する場合を除く。)

(1) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ又は第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。

(3) 指定居室サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていないこと。

ロ 診療所療養病床療養環境減算(2)の施設基準

ロ 他の利用者と区別して特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

(1) 専ら特に問題行動の著しい痴呆性老人を入所させるための施設であつて、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの

(2) (1)の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。

(3) (1)の施設に入所定員の二割以上の数の個室を設けていること。

(4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当たりの面積が二平方メートル以上のテイルームを設けていること。

(5) (1)の施設に特に問題行動の著しい痴呆性老人の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であつて、三十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。

六 指定短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

イ 病院療養病床療養環境減算(1)の施設基準

療養病床の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと(ロ又はハに該当する場合を除く。)

ロ 病院療養病床療養環境減算(2)の施設基準

次のいずれかに該当すること(ハに該当する場合を除く。)

(1) 療養病床の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二又は第三号イに規定する基準に該当していないこと。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則

第二十条第十一号に規定する基準に該当していないこと。

(3) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。

(4) 指定居室サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていないこと。

ハ 病院療養病床療養環境減算(3)の施設基準

次のいずれかに該当すること。

(1) 食堂又は浴室を有していないこと。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

七 指定短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

イ 診療所療養病床療養環境減算(1)の施設基準

次のいずれかに該当すること(ロに該当する場合を除く。)

(1) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ又は第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

(2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。

(3) 指定居室サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていないこと。

ロ 診療所療養病床療養環境減算(2)の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- (1) 食堂又は浴室を有していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

九) 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (1) 介護福祉施設サービス費(イ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - (イ) 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。
 - (ロ) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第二十一条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ただし、当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)である場合にあつては、更に、当該施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号から第十一号までにおいて同じ。)以外の部

分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (イ) (1)イ及びロに該当するものであること。
- (ロ) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

ただし、当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、更に、当該施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の入所者の数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 介護福祉施設サービス費(ハ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (イ) (1)イ及びロに該当するものであること。
- (ロ) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

ただし、当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、更に、当該施設のユ

次のいずれかに該当すること。

- (1) 食堂又は浴室を有していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

八) 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (1) 介護福祉施設サービス費(イ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - (イ) 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。
 - (ロ) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号第二條第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。))で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (イ) (1)イ及びロに該当するものであること。
- (ロ) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 介護福祉施設サービス費(ハ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (イ) (1)イ及びロに該当するものであること。
- (ロ) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

ユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分以外の部分の入所者の数が四・一又はその端数を増すことに一以上であること。

- ロ 小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - (1) 小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - イ 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。
 - ロ イ(1)イ及びロに該当するものであること。
 - (2) 小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - イ (1)イに該当するものであること。
 - ロ イ(1)ロ及びロ(2)ロに該当するものであること。
 - (3) 小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - イ (1)イに該当するものであること。
 - ロ イ(1)ロ及びロ(3)ロに該当するものであること。
- ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
イの規定を準用する。
- ニ 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
ロの規定を準用する。

- ロ 小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - (1) 小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - イ 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。
 - ロ イ(1)イ及びロに該当するものであること。
 - (2) 小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - イ (1)イに該当するものであること。
 - ロ イ(1)ロ及びロ(2)ロに該当するものであること。
 - (3) 小規模介護福祉施設サービス費(ロ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
 - イ (1)イに該当するものであること。
 - ロ イ(1)ロ及びロ(3)ロに該当するものであること。
- ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
イの規定を準用する。
- ニ 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
ロの規定を準用する。

ホ 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (1) イ(1)イ及びロに該当するものであること。
- (2) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
ただし、当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、更に、当該施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、ユニット部分の入所者の数が二又はその端数を増すことに一以上であること。

ヘ 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ(1)ロ、ロ(1)イ及びホ(2)に該当するものであること。

ト 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ホの規定を準用する。

チ 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ヘの規定を準用する。

十 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット

ト部分において行われるものであること。

十一 加算1又は加算2を算定すべき指定介護福祉施設サービスの基準

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分(ユニット(指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。))が国の負担若しくは都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市)の補助(これに国が補助を行うものに限る。)又はこれに準ずるものを受けて建築され、買取され、又は改造されたものでないものに限る。)において行われるものであること。

十二 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費(1)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことに二以上であること。
- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ロに規定する基準に該当していないこと。

ロ 介護保健施設サービス費(2)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

十三 特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第六号の規定を準用する。

十四 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第五号ロの規定を準用する。この場合において、同号ロ(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第五号ハの規定を準用する。

ハ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第五号ニの規定を準用する。この場合において、同号二(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

九 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費(1)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ロに規定する基準に該当していないこと。

ロ 介護保健施設サービス費(2)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・六又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

十 特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第五号の規定を準用する。

十一 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第四号ロの規定を準用する。この場合において、同号ロ(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第四号ハの規定を準用する。

ハ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第四号ニの規定を準用する。この場合において、同号二(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ニ 介護力強化型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第四号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

十五 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第七号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号第二条」と読み替えるものとする。

十六 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。

十二 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第六号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号第二条」と読み替えるものとする。

十三 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第七号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。